

平成 17 年 12 月 9 日
財 務 省 理 財 局

買入消却入札の実施のあり方について（案）

平成 18 年 1 月以降、国債整理基金による既発国債の買入消却の新たな活用を図ることとしているところ、市中金融機関からの買入消却入札の実施に当たっては、当面下記により行うこととする。

記

1. 買入対象銘柄

全ての利付国債（個人向け国債を除く）。ただし、30 年利付国債、15 年変動利付国債及び 10 年物価連動国債については、システム面等の準備が整い次第、対象とすることとする。

なお、買入入札の都度、流動性等を勘案の上、幾つかの銘柄を除いてオファーをすることがある。

2. 実施予定額

平成 17 年度（1 月～ 3 月）	毎月 1,000 億円程度
平成 18 年度	毎月 1,500 億円程度

3. 入札参加者

国債市場特別参加者（財務大臣が、入札への参加を認めることが適当でないと認め、入札参加者から除外した者を除く）

4. 買入銘柄・買入額の公表

買入銘柄及び銘柄ごとの買入額については、後日公表する。

5. その他

オファー、応札締切り及び入札結果の通知・公表の時刻、買入価格の決定方法等については、従来どおり、「買入消却の実施について」（平成 15 年 1 月 22 日）において定めたところに従う。

（以上）